

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社に雇用され、埠頭構内におけるクレーン等の運転士として、港湾貨物の取扱作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月に就労場所がDターミナルからEに変更されて以降、上司から、挨拶をしても無視されたり、休暇を請求すると嫌な顔をされるなどの嫌がらせを受けたほか、身体的・精神的負担の大きな「Eの日勤・Dの夜勤・Eの日勤」という連続勤務（以下「連続3部勤務」という。）を強制され、更に平成〇年〇月頃から同年〇月頃にかけては長時間労働を強いられたことから、同年〇月頃から絶望感と頭痛、めまい、吐き気などの症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し「双極性障害」と診断され、その後、同年〇月〇日、G病院に受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及びその発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「主治医意見、発病の状況及び経過等から、請求人に発現した精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、『F43.2 適応障害』（以下「本件疾病」という。）と判断し、発病時期は平成〇年〇月中旬頃である」旨述べている。

請求人の症状等の経過に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。

(4) 評価期間において、請求人が業務による心理的負荷となったと主張する出来事についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人らは、請求人が平成〇年〇月にDからEに配置換えとなってから、H及びIから継続してさまざまな嫌がらせを受けていたとし、具体的には、①配置換え後はテナークレーン以外の重機を運転することはなくなり、同クレーン以外の運転技術が落ちてしまったため、Iに対してDで同クレーン以外の重機の運転を練習したいと申し出たが、聞き流されてしまったこと、②Hから手伝いでEに来ているからと言われ、中心的な夜勤勤務から外されるという差別的扱いを受けていたこと、③Iから「仕事上の問題はないが、上層部の評判が悪いから、ガントリークレーンには一生乗せない」と言われたこと、④HやIに日常的に挨拶をしても返事をされず、代休や年次有給休暇の取得を申し入れても断わられたり嫌な顔をされ、さらに、シフトに関する要望も聞き入れてもらえなかったこと、⑤連続3部勤務に関し、Hに気に入られている者は仮眠を許されていたが、嫌われている者は仮眠を許されなかっただけでなく、同勤務を強いられたこと、⑥Hから「もともとお前なんか期待していない。」「おまえの代わりなんかいくらでもいる。」などと日常的に暴言を浴びていたことなどがあったと主張している。

イ これら請求人の主張に関連することとして、Jは、「平成〇年ないし〇年当時、現場作業員の中には勤務に対する不公平感があったと思う。IやHの好き嫌いによって作業の中身を恣意的にきつくしたり、いわゆるおいしい仕事を特定の者に与えたりしていたように思う。」と述べており、また、Kは、「Hはきついことを言う印象がある。怒鳴ったり、罵声を浴びせたりするところがあった。」と述べている。これらの申述からすると、請求人に対して、数名の上司が厳しい対応をしていた可能性はあったものと推認できるところ、一件記録からは、請求人だけがシフト上特に不利益な扱いを受けていた事実は確認できない。

請求人をガントリークレーンに乗務させなかったことについて、Kは、「請求人はガントリークレーンを運転できるだけの技術があったと思う。」と述べ、Lも、「請求人は大きい事故を起こしたこともなかったはずなので、ガントリークレーンの運転士に選ばれてもおかしくはなかったと思う。」旨述べていることから、請求人にはガントリークレーンを運転する技能があった

と推認し得る。しかし、一方において、Lは、「おそらくは上の方が経験年数や日頃の作業ぶりを見ながら運転士を選任しているのだと思う。」旨述べており、また、請求人の平成〇年〇月から平成〇年〇月までの成績評定表をみると、「安全観念」だけが毎回「E評価」とされ、他の項目よりも低い評価がされており、ガントリークレーン乗務については、運転技能だけではなく、安全意識や仕事に対する普段の姿勢なども総合的に考慮されている可能性が否定できないものである。この点、一般に特定の任務にどのような人事配置をするかは、上司に一定の裁量権があると認められるところ、請求人をガントリークレーンに乗務させなかったことが直ちに合理性を欠くものとは言えない。

ウ 以上からすると、I及びHによる請求人に対する言動については認定基準別表1の具体的出来事、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度はⅢ)に該当するものとみて評価するも、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)のaないしcにおいて説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものであると判断する。

(5) 請求人の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人らは、「会社においてはタイムカードは存在せず、自己申告させる方法で会社が労働時間を把握していた。請求人は仕事を休み始めた直前4か月を平均して1か月90時間以上もの時間外労働をさせられていた。」旨主張するほか、「上司から待機時間なんだから、ぼうっとしているな、寝るんじゃない、待機場所では話をするな、などと言われていたため、緊張状態が続き、休憩をとれるような状況ではなかった。」旨主張している。

イ Hは、「作業時間は本人の申告を確認し、勤怠明細表を作るが、始業時間はプラン確認や作業準備に必要な時間を考慮して、8時半からの開始であっても7時と記載したり、終業時間も片付けや翌日の準備作業時間も含めた上で、昼の休憩時間に作業をさせた場合には、その時間を後ろにずらして記載している。したがって、作業時間と書類上の記載時間とは異なる。少なくとも把握している時間より実際の作業時間が多くなることはあり得ない。」旨述べている。

ウ 請求人の労働時間を正確に反映した資料はなく、同人の労働実態は必ずし

も明らかではないが、勤怠明細表の作成担当であるHの申述は相当程度具体的であり、請求人の実労働時間は、少なくとも勤怠明細表等に記載された労働時間数を大きく上回るものとは認められず、当審査会としても、請求人が恒常的な長時間労働に従事していたものと認めることはできないと判断する。

なお、請求人らは、本件公開審理において、待機時間中は緊張状態が続き休憩をとれるような状況ではなかった旨述べているが、そもそも待機時間は仕事に取りかかる必要が生じればすぐに取りかかることを求められる時間であり、そのためある程度の緊張状態にあったとしても、その性質上やむを得ないものであるから、そのことをもって請求人が大きな心理的負荷を受けていたと判断することはできない。

(6) 以上総合すると、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから、当審査会としては、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

(7) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(8) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人の業務による心理的負荷は「中」であって、「強」には至らず本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。